

令和7年度南予地域ワーケーション受入体制整備・営業支援事業 業務委託仕様書

1 目的

デジタル技術の発展に伴い、テレワークを含め、企業における働き方が多様化する中、ワーケーションを活用した新たな地域活性化に向け、愛媛県では、本県の強みを生かし、地域共創や地域課題解決、人材育成等を目的とした企業合宿型人材育成ワーケーション（以下、「愛媛流ワーケーション」という。）の誘致を推進し、企業版関係人口の創出を図ることとしている。

本事業は、県内の他地域と比べて人口減少が著しく、地域活力の低下が危惧される南予地域において、愛媛流ワーケーションの定着による地域活性化を図るため、受入プログラム開発及びこれに連動した営業活動、コーディネーターやファシリテーター等を担う地域のキーパーソン（以下、「キーパーソン」という。）の育成に取り組み、受入プログラムの品質向上及び実施企業の誘致を支援することを目的とする。

2 委託事業名

令和7年度南予地域ワーケーション受入体制整備・営業支援事業

3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

4 事業内容

上記1の目的を達成するため、次に掲げる事項を円滑に実施すること。

なお、具体的な実施内容は、企画提案のあった内容をもとに愛媛県と協議の上、委託契約書に定める業務実施計画書として決定するものとする。

(1) ワーケーション受入プログラムの開発

ワーケーション受入プログラムを、次のとおり開発することとし、各プログラム1社以上誘致すること。

- ① 3プログラム以上開発すること。
- ② 3名以上の参加、南予地域で2泊以上の宿泊を伴うものを原則とすること。ただし、3名は複数社から集めて実施することも可能とする。
- ③ 地域課題に関連した内容であること。
- ④ キーパーソンを起用すること。
- ⑤ 地域課題やキーパーソンの選定にあたっては、必要に応じて、県や市町担当者とも協議（WEB可）を実施すること。
- ⑥ 地域課題解決や越境学習について知見を持つ有識者等の意見を取り入れること。
- ⑦ 将来的に自走する持続可能な取組みとなることを目指し、企業等に対して有償で提供することを想定すること。
- ⑧ ワーケーションを実施した企業等にアンケートを行い、そこで得られた意見を基にプログラムを改良すること。

(2) 既存プログラムの改良

令和6年度までに県が開発したワーケーション受入プログラムについて、必要に応じて改良を行うこと。既存プログラムについては、愛媛県ホームページ「えひめスマイルビジネス Navi」内「ワーケーション」で確認すること。

(3) 企業誘致支援

愛媛県東京事務所や大阪事務所等と連携し、県外企業への誘致活動を実施すること。

- ① 20 社以上の企業との個別面談（Web を含む）の機会を創出すること。なお、個別面談の対応については、愛媛県職員が対応することを基本とする。
- ② 4 (1) で開発したプログラム及び愛媛県ホームページ「えひめスマイルビジネス Navi」内「ワーケーション」に掲載されているプログラムを活用した誘致活動を実施すること。なお、4 (1) で開発したプログラムについては、各プログラム 1 社以上誘致し、効果を検証すること。
- ③ 誘致活動を実施する企業については、これまでに県が誘致し、ワーケーションを実施した企業（42 社）は除くこと。実施企業一覧は企画提案選定審査会終了後、業務予定者に共有する。

(4) コーディネーター等の育成

企業等がワーケーションを実施する際の満足度向上を図るため、キーパーソンの育成に係る研修等を次のとおり行うこと。

- ① プログラムのコーディネート力やファシリテート力の向上に係る集合研修を 1 回以上対面開催すること。愛媛県が会場を無償手配することも可能とする（愛媛県南予地方局を想定）。
- ② プログラムのコーディネーター等から希望があった場合、適宜、WEB 協議等により相談に応じること。

(5) 独自提案

(1)～(4)のほか、「1 目的」を達成するために効果的と考えられる方策について、可能な限り提案すること。

注 南予地域における企業合宿型ワーケーションについて

- ①南予地域における企業合宿型ワーケーションは、「四国の西海岸ワーケーション」と呼称すること。
- ②対象地域等については、別記のとおり。

(別 記) 四国の西海岸ワーケーション

項目	概要
地域	愛媛県南予地域（宇和島市、八幡浜市、大洲市、西予市、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町）
特徴	地方の現状を目の当たりにし、肌感覚で地域の抱える課題を理解するとともに、地域関係者と交流しながらその解決策を発想することで、社会問題解決力などを養う実践的な人材育成プログラムを用意する地域課題解決型ワーケーション。 ＜プログラム例＞ ・石積み修繕を通じた人材育成型研修 ・持続可能林業を学ぶSDGs研修 ・空き家の活用法検討を通じた企画提案力トレーニング ・老舗旅館・廃校を舞台にした新規事業開発を学ぶ ・駅周辺の賑わい創出チャレンジ
期待できる効果	社会問題起点の事業発想・思考力の養成、新規事業アイデアの創出力向上、チームビルディングの強化、地域マーケティングによるビジネスマッチング
参照サイト	愛媛県ホームページ「えひめスマイルビジネス Navi」内「ワーケーション」 https://www.ehime-kigyoricchi.jp/workcation/

5 業務実施計画書及び報告書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとに、具体的な業務内容について、愛媛県と協議の上、委託契約書に定める「業務実施計画書」を作成して愛媛県に提出すること。
- (2) 委託業務完了後、委託契約書に定める「業務実績報告書」を作成し、愛媛県の検査を受けること。
- (3) 愛媛県は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。
- (4) 愛媛県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

6 再委託の可否

受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、委託契約書に基づき再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、愛媛県の承諾を得なければならない。

7 成果の帰属及び秘密保持

(1) 成果の帰属

受託者が本業務で得られた成果（制作物の著作権及び使用权）は、原則として、愛媛県に帰属する。

(2) 秘密保持

- ①本業務に関し、受託者から愛媛県に提出された計画書等は、本業務以外の目的で使用しない。
- ②本業務に関し、受託者が愛媛県から受領又は閲覧した資料等は、愛媛県了解なく公表又は使用してはならない。
- ③受託者は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

8 その他

- (1) 本業務に関する具体的な内容は、契約締結後、受託者の提案内容に基づき打ち合わせを行い、愛媛県と受託者双方合意の上、決定する。
- (2) 業務の実施にあたっては、愛媛県と受託者双方が協議を重ねながら実施するものである。
- (3) 上記に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。